## λ 民基本料金(1日につき下記料金がかかります)

ユニット型個室		日常生活 継続支援加算	看護体勢 加算 I	看護体勢 加算 Ⅱ	夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算	栄養マネジメ ント強化加算	精神科医 療養加算	サービス提供 体制強化加算	自己負担 (1日)	第一		第二		第三		第四	
											食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
要介護1	652									756								
要介護2	720									824								
要介護3	793	46	4	8	18	12	11	5	18	897	300	820	390	820	650	1310	1445	2006
要介護4	862									966								
要介護5	929									1033								
										要介護1	60,	406	63,	196	86,	446	132	,667
※ 介護サービス費(食費、居住費、実費等除く)に、2.7%又は2.3%加算されます。(介護職員特定処遇改善加算)						おおよその	要介護2	62,514		65,304		88,554		134,775				
※ 介護サービス費(食費、居住費、実費等除く)に、8.3%加算されます。(介護職員処遇改善加算)							ひと月の金額	要介護3	64,777		67,567		90,817		137,038			

※ 介護サービス費(食費、居住費、実費等除く)に、1.6%加算されます。(介護職員等ベースアップ等支援加算)

※ 日常生活継続支援加算(46円)とサービス提供体制強化加算(18円)はどちらか一方の算定になります。

(表は日常生活継続支援加算を算定した場合の金額です。)

※ 職員の体制等により、月単位で加算料金が変動することもあります。

※ その他の料金(日用品、医療費、散髪代等)は実費になります。

	1000				
	要介護1	60,406	63,196	86,446	132,667
おおよその	要介護2	62,514	65,304	88,554	134,775
ひと月の金額	要介護3	64,777	67,567	90,817	137,038
(31日)として	要介護4	66,916	69,706	92,956	139,177
	要介護5	68,993	71,783	95,033	141,254
		\$ <del></del>	/ <del>-</del> - 1	. N = 31 EP 451 A 5	

貴重品管理及び、支払代行・行政手続き代行サービス利用料金2200円/月を含む 科学的介護促進体制加算 50円/月を含む

## 下対象者のみ

- ※ 排泄支援加算 排泄支援について評価を行い結果等の情報を厚労省に提出し適切かつ有効な実施に必要な情報を活用した場合(10円または15円または20円または100円/月 状況により異なります)
- ※ 褥瘡マネジメント加算 褥瘡について評価を行い結果等の情報を厚労省に提出し適切かつ有効な実施に必要な情報を活用した場合(3円または13円/月 状況により異なります)
- ※ ADL維持等加算(30円または60円/月 状況により異なります)
- ※ 自立支援促進加算 医学的評価に基づき自立支援に係る支援計画等を策定しケアを実施 情報を厚労省に提出し適切勝つ有効な実施に必要な情報を活用した場合(300円/月)
- ※ 個別機能訓練加算 訓練の内容等を厚労省に提出し適切かつ有効な実施に必要な情報を活用した場合(20円/月)
- ※ 入居後30日以内に限って上記料金に1日30円加算されます。(初期加算) また、30日を越える入院後に再び入居された場合も同様です。
- ※ 安全対策体制加算 入居時に1回のみ20円
- ※ 医師の発行する食事せんによる療養食を提供した場合、療養食加算(6円/回)が加算されます。(糖尿病食、腎臓食、心臓病食などの場合)
- ※ 短期入院又は外泊をされた場合は246円/日頂きます。(1ヶ月に最長6日間)
- ※ 長期入院の場合は居住費(入院7日目以降、2006円/日)を頂きます。
- ※ 入居者様の身体状況により、看取り介護加算(72円、144円、680円、1,280円)が加算される場合があります。
- ※ 歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上行った場合、口腔衛生管理加算(90円または110円/月)が加算されます。
- ※ 負担割合が2割の場合は自己負担(1日)が倍額になります。
- ※ 1家電(テレビ、電気毛布、加湿器等)持込みにつき500円/月頂きます。